平成２９年（フ）第１０号
北海道斜里郡斜里町朝日町７番地27、旧住所秋田県男鹿市脇本脇本字前野107番地３
破産者　西村真理子
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ前99番地２
破産者　阿部　幸一
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７号
青森県十和田市大字奥瀬字下川目174番地３、旧住所青森県十和田市大字法量字焼山64番地108
破産者　笠石　洋平
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第２８号
青森県十和田市西二十二番町13番22号　山本荘３号、旧住所青森県十和田市大字法量字焼山64番地108
破産者　笠石　義邦
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第３２号
青森県十和田市西二十三番町47番37号、旧住所青森県十和田市東三番町４番41号
破産者　田中　静治
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第３３号
青森県上北郡おいらせ町若葉７丁目140番地1190　ウェルハウス若葉Ａ
破産者　本田　穂波（旧姓長内）
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第８３０号
横浜市泉区上飯田町2040番地８
破産者　黒崎　美和
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９８３号
横浜市旭区市沢町704番地　グリーンヒル市沢７棟103号
破産者　秋山杏夕里
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１１号
静岡県周智郡森町一宮3254番地の１、住民票上の住所静岡県周智郡森町一宮3577番地の３
破産者　神馬　篤男
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第６８９号
京都市右京区西京極大門町24番地１　ヴァンヴェルデ西京極410号、前住所兵庫県宝塚市中山五月台４丁目11番22号
破産者　伊藤　博一
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９８８号
京都市南区東九条河西町11番地９
破産者　ＮＫＵプレスこと金源毅植こと　金毅植
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３号
京都市右京区太秦安井柳通町22番地17
破産者　坪内　芳文
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７７号
京都市南区吉祥院政所町30番地１第二祥豊荘102号、破産手続開始決定時の住所京都市南区吉祥院仁木ノ森町33番地11
破産者　田鍋　壽一
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７９号
京都府京田辺市大住大欠16番地58
破産者　松本　孝治
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１７９号
京都市伏見区西柳町577番地14、前住所京都市伏見区東浜南町691―22ＶＩＰエスポート303
破産者　芝　　健太
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２２９号
京都市南区西九条開ケ町125番地１　メディナ東寺701号
破産者　津田　央起
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２６４号
京都府宇治市蒐道平町15番地の10
破産者　井上　美和
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４００号
京都市下京区高辻通堀川西入富永町671番地フラッティ堀川高辻　307
破産者　池田　幸裕
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係